

J A 都城職員の新型コロナウイルス感染情報の 公表を見直します

J A 都城職員の感染情報については、これまで感染事例すべてを当組合のホームページで公表してきましたが、国および県の全数把握の見直しに伴い、10月3日（月曜日）以降の感染事例の公表を取りやめます。今後、公表する場合は、次の通りです。

公表を行う場合

- 1、当組合職員の感染により、当組合の業務または施設の一部停止や閉鎖を行う場合
- 2、当組合施設における職場クラスターが発生した場合

このページに関する問い合わせ先

総務部 職員課

都城市上川東3-4-1

電話 0986-22-9815 F A X 0986-22-9833